

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>・ 市民の暮らしと福祉の充実</p>		
1 生活保護世帯や介護保険の減免対象者などの低所得者世帯に灯油代の補助を実施すること	原油価格の高騰に伴う灯油等の価格上昇により、暖房が必要な冬季における生活費への影響を緩和するため、昨年度に引き続き今年度も生活保護世帯等の生活困窮世帯へ、一世帯当たり4,000円の暖房費の助成を行いました。	福祉保健部
2 負担感の強まっている市民生活に配慮し、公共料金の引き上げはおこなわないこと	水道料金につきましては、平成21年度の改定は予定しておりません。（水道局） 合併前にはバラバラだった下水道使用料及び集落排水施設使用料を公平・公正の観点から使用水量にあわせた従量制に一本化し、平成19年度より段階的に調整を行っており、平成22年度には同一の料金とすることとしています。（環境下水道部）	水道局 環境下水道部
3 消費税の増税中止と食料品への非課税を国に求め、水道料金への転嫁はやめること	国の動向を見ながら対応することとします。	総務部
<p>・ 増税、負担増から市民の暮らしを守る こと 増税分を高齢者、低所得者、障害者の負担軽減策に振り向けること 国に増税の中止を求めること</p>	<p>平成19年度には税源移譲が実施され市税の増収となりましたが、景気の低迷による法人市民税の落ち込み等により、思うような増収となっておりません。さらに、このところの金融不安や資源価格の高騰が地方経済にも大きく影響し地方税の減収にも繋がっていくことが見込まれます。</p> <p>税源の乏しい本市にとっては、経済の回復基調が現れないことから、税収の自然増は見込めないため厳しい財政状況に変わりはなく、新たな負担軽減策を講ずることは困難であります。しかし、本市としては、国の動向を見極めながら、これからも公正で公平な税制の確立などを国等へ要望していきたいと考えております。</p>	総務調整監
4 介護保険負担に対する市の軽減措置を拡充すること	介護保険料については、本市独自の施策として、低所得者（保険料第1、2段階）の方に対し、資産の状況を加味した軽減制度を実施しており、さらなる軽減措置を設けることは考えていません。	福祉保健部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>5 国保料の引き上げをおこなわないこと。国保料の滞納者への制裁措置をやめ、短期保険証を本来の保険証に戻すこと</p>	<p>国民健康保険を取り巻く状況は、高齢化の急速な進行や医療の高度化などによる医療費の増大、長引く景気低迷による保険料収入への影響など、財政状況は非常に厳しい状況にあります。本市の国民健康保険の財政状況も数年前から単年度収支では支出超過となっており、保険料の引き上げが避けられなくなりましたが、被保険者にとって急激な負担増とならないよう、基金を取崩しながら、平成17年度から平成19年度まで段階的に保険料の引き上げを行ないました。医療保険制度が大きく変更となる平成20年度においても、収入不足が見込まれる状況にあります。1年間の制度が定着した中で、財政状況を見極めたうえ、今後検討行なうことが適当であると考え、基金を取崩すことにより、引き上げは行わないこととしました。しかし、国保の財政状況は非常に厳しい状況にありますので、今後の医療費の動向等によっては、引き上げもやむを得ないものと考えます。</p> <p>国民健康保険は、被保険者の保険料を主な財源として運営を行なっている相互扶助の医療保険制度であり、保険料収入を確保することが運営上重要ですので、特別な事情もなく、保険料を滞納する者に「資格証明書」や「短期被保険者証」を発行することは、負担の公平性を確保していくためにはやむを得ないものと考えます。本市においては、滞納者に対しては、電話や訪問等により被保険者と直接接し、個別に事情をお聞きし対応することとしています。その中で、納付指導や納付相談を行い、その際に納付約束や分納約束をしていただくことにより、通常の期間よりも短い短期被保険者証を発行することとしています。</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>6 差別医療である後期高齢者制度は国に廃止をもとめること</p>	<p>後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化の進行と今後も医療費の増加が見込まれる状況の中で、高齢者世代と現役世代、また高齢者世代間での負担の公平化を図り、将来にわたって国民皆保険を堅持し、持続可能なものとしていくため、創設されたものです。</p> <p>本市においては、出前説明会や広報誌等（とっとり市報、CATVなど）を通じ、積極的に、この制度の周知に努めてまいりました。</p> <p>しかし、平成20年4月の施行にあたり、制度を創設した国が国民に対し十分な理解を得る努力を欠いていたことから、大きな混乱が生じました。本市も国に対し、国の責任において、高齢者の方を含め、すべての国民が将来に向けて安心して医療を受けることができるよう、長寿医療制度の見直しと理解を得る周知を図るよう、要望を行なっていました。</p> <p>このような中で、国は、6月に保険料軽減措置の拡大や口座振替の選択ができるよう制度の見直しを行ない、さらに9月には、平成21年度も保険料や自己負担額の負担軽減措置を継続すること、また、この制度について、1年をめどに幅広い議論を進め、見直しを行なう方針を示されていることから、本市として廃止を求める意向はありません。</p> <p>ちなみに、平成20年11月には全国市長会から「国は、後期高齢者医療制度の内容及び趣旨等について、多くの国民の理解を得られるよう、今以上に周知徹底を図り、迅速かつ確実な制度の定着を求めること」が要望されています。</p>	<p>福祉保健部</p>

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
7 一般世帯と著しい格差の解消と生存権の保障のために、国に生活保護費の引き上げ、夏期手当の新設、老齢加算の復活、母子加算の削減中止と復活を求めること	老齢加算の廃止、母子加算の段階的廃止、生活保護基準の引下げについては、国において数値的な根拠の下に専門機関で慎重に審議され決定されたものであり、根拠数値を持たない自治体としては要望することが困難であると考えます。	福祉保健部
1) 当面、独自の措置として、夏期手当、年末手当は一人5,000円に増額すること	各自治体が非常に厳しい財政状況にある中、今後さらなる景気の悪化により税収の大幅な減収が予想されております。そうした状況を背景に、各自治体とも独自の手当金等は見直しが続いており、本市においても手当を増額する状況にありません。	福祉保健部
2) 申請書を窓口置くこと	生活保護の相談の際には、保護制度の趣旨や被保護者の権利と義務などについて、十分に説明し理解していただいた上で、相談者本人に申請のご意思があれば申請書をお渡ししております。よくご理解いただいた上で申請いただくことは、申請される方にとりまして、よろしいのではないかと考えます。	福祉保健部
3) 生活保護の辞退届は、基準オーバーによる廃止時に提出をもとめないこと 提出は、真に本人の辞退による場合に限ること	収入増などにより保護が不要となった場合は、保護の要否判定により廃止となるので、辞退届の提出は不要です。辞退届については、国の通達に基づき、ご本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出いただいております。	福祉保健部
4) 相談活動の充実と地域の医療・福祉関係者との連携強化のために、社会福祉士の国家資格をもつ専門職員を複数配置をすること	福祉専門職員を配置することは望ましいと思いますが、本市においては、福祉専門職員の職場が限られているため、採用に当たって専門職の枠を設けておりません。一般職員でも専門知識・技能を研鑽することにより、専門職員と同様に業務を遂行できると考えます。このため毎月1回の職場研修や外部講師を招いての研修を年1回実施しておりますが、今後さらに研修内容の見直しをして充実を図るとともに、国や県が開催する研修等への参加、関係機関との連携の強化などに取り組んでまいります。また、査察指導員を中心に経験豊富な職員が担当職員を指導し、レベルアップを図りたいと思います。	福祉保健部
5) 先進自治体に学び、多重債務相談・援助の体制を強化するため、専門職員を配置すること	多重債務については、本市が行っている「暮らし110番」や無料法律相談の他にも国や県が行う相談事業で相談を受け付けています。福祉事務所としてどのような支援ができるのか引き続き検討してまいりたいと思います。	福祉保健部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
8 障害者自立支援法の応益負担の中止を国にもとめること また、負担増に対し障害者と家族を財政支援すること	障害者自立支援法に基づく利用者負担については、社会保障審議会障害者部会において定率負担を基本としつつ所得に応じたきめ細やかな軽減措置を継続して実施すべきという方向が出されたところです。また、この報告では、補装具と障害福祉サービスの自己負担の合算制度についても触れられており、今後、国においてこの報告を踏まえ、平成21年4月以降の制度の見直しが提示されることとなっております。本市では、利用者負担の仕組みについては、国の責任において制度設計されるべきものと考えますが、今後の国の動きを注意深く見守りながら、利用者に過度の負担とならないよう、また、より分かりやすい制度とするよう、機会を捉えて国・県に働きかけていきたいと考えています。	福祉保健部
1) じん臓疾患等難病患者助成金事業 ・患者に対しておこなったアンケート結果を公表すること ・制度のあり方は、財政ありきではなく、患者への説明責任を果たし、患者団体の合意のうえですめること	平成20年5月に行ったアンケートは、じん臓疾患等難病患者助成金事業の助成対象者のうち、慢性じん不全以外の2疾患の患者の方18名を対象に行ったものです。結果の公表については考えておりませんが、お申し出があれば、その概要についてお答えすることは可能と考えています。 また、患者団体の皆さまへの説明についても、行うこととしております。	福祉保健部
2) 障害者の医療費助成制度は、従来の制度に復活させること	県と市町村の協調による重度障害者医療費助成制度については、医療保険制度の改革による自己負担の増、高齢化の進展、人口減少局面の到来など諸情勢の変化を踏まえ、将来に向けた持続可能な制度とするため、県が中心となり、市町村と連携して見直しを行い、平成19年9月に県議会、12月には市議会で条例改正されたものです。 また、70歳未満の中軽度の障害のある人を対象とした本市独自の障害者医療費助成制度も、重度障害者医療費助成制度の改正を前提に、本市独自の制度を従来どおりとした場合、障害の程度の重い人のほうが、中・軽度の人より負担が重くなることを見込まれるとともに、国の制度見直し等により高齢者医療を受けられる70歳になられると、医療費に負担が発生または増加するなどの矛盾が生じてきておりました。 このような状況を踏まえ、本市独自の制度の見直しを行うに至り、平成19年3月定例市議会で条例改正を提案し承認いただいたものです。 現在のところでは新たな見直しについては考えておりませんが、今後も社会情勢の変化などにより適宜見直しを行いながら、真に必要としておられる方へ公正適正に医療費を助成する制度として、存続できるよう努力してまいりますので、ご理解をお願いします。	福祉保健部
9 子育て世代の不安定雇用による格差の拡大や増税による負担増がますます大きくなるなか、次世代育成行動計画と整合性を持たせながら、安心して子育てができる環境づくりと少子化対策を強めて行くこと	現在、次世代育成行動計画については平成22年度からの後期計画の作成を進めているところであり、この後期計画との整合性を図りながら関係機関等と連携しつつ、総合的に対応していきたいと考えております。	福祉保健部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
1) 現行の保育料引き下げ措置は09年度以降も引き続きおこなうこと	保育料の軽減は、国基準の改定や、市全体の財政状況など総合的に判断しながら、対応していきたいと考えています。	福祉保健部
2) 保育園運営は、経済優先の規制緩和による保育環境の低下につながらないように、福祉政策として行政が責任をもっておこなうこと	保育園の運営については国が施設や職員数の基準を定め、運営費について行政と事業者との負担割合が定められており保育の質が一定となるよう定められております。 本市における保育園の運営方式は、保育ニーズ、職員定数、財政状況等を勘案しながら、個別に最も適した方式を採用していきたいと考えております。	福祉保健部
3) 私立幼稚園就園奨励費の対象を国基準まで引き上げること	私立幼稚園就園奨励金は、平成18年度には第4階層を国基準と同一基準額へ引き上げ、補助対象となる市民税所得割の限度額については、平成19年度に80,000円を144,200円に引き上げており、その他にも小学校1年生の兄弟がいる児童に対する補助額の引き上げも行っております。今後も財政状況や他都市の状況などを勘案しながら対応します。	福祉保健部
4) 一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を全市的に図ること	特別保育を全園で一律に実施することは困難ですが、各園のニーズを把握しながら対応していきます。	福祉保健部
5) 学童保育の運営は行政が責任をもつこと 大規模なクラブに対しては早急に専用施設をつくり、児童数の適正化を図ること また、未設置校での開設に向けての取組を強め、対象年齢の拡大や保育時間の延長などに対しても、市として援助すること	現在、未開設校は小規模校を中心に9校となっています。開設に必要な5名の確保が難しい状況にありますので、放課後子ども教室の運営で対応できるようにしていく必要があると考えています。引き続き、地域の実情やニーズを踏まえた上で、自治会、PTA、学校、児童クラブとで議論し、問題点を整理しながら、児童クラブを必要としているすべての小学校区での開設に向けて取り組んでいきたいと考えています。	教育委員会

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>6) 乳幼児医療費助成制度は対象年齢を拡大し、窓口負担を完全無料化とすること また、入院は小学生の入院費の一部を助成する制度を新設すること</p>	<p>子育てに伴う医療費の負担軽減のため、県と市町村が協調して、特別医療費助成制度を実施しています。 対象年齢については、制度の充実を図るため段階的に拡大してきているところではありますが、さらに子育て支援の拡充を図るため、県においては、少子化対策の一環としてこの制度の見直しを行い、平成20年4月から通院の場合の対象年齢を拡大し、就学前まで引き上げることとされ、本市も県と同様に対象年齢の拡大を図ったところです。 なお、県・市町村とも厳しい財政状況にありますので、子育て家庭にとって過大な負担とならないよう必要最小限の自己負担をしていただくことにより、対象年齢の拡大について見直しをなされたものであります。 また、入院の場合の自己負担については、今までは上限はありませんでしたが、この見直しにより、低所得者世帯については、1ヶ月15日まで、18,000円の上限が新たに設けられることになり、負担が軽減されることとなります。 この制度の充実に向けては、今後も県内市町村と連携を図りながら、県とも協議を重ねてまいります。</p>	福祉保健部
<p>7) 認定こども園は、現状の保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなどの問題点があり、導入は慎重を期すこと</p>	<p>認定こども園は、保育園であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、入所にあたって市の調整機能がなくなり待機児童対策など、行政の役割が果たせなくなることも懸念されるので、問題点を整理し、本市にとって最も有利となる方法で実施できるものか検討する必要があると考えております。</p>	福祉保健部
<p>・ 就学前教育をすべての子どもに保障できる環境を整備すること また、保育料は所得の実態に応じたものにする</p>	<p>就学前教育は子どもの発達にとって重要であり、すべての子どもが受けることができる環境が望ましいと考えております。 本市では就学前の教育を受けやすくするため、幼稚園については、就園奨励費補助金制度により、所得に応じた負担軽減を行っております。また保育料は所得に応じた設定となっており、保育料は国基準の約70%、3才以上児は国基準の約80%に軽減しています。 今後も国の基準改定等にあわせて適宜対応してまいります。</p>	福祉保健部
<p>10 乳がん検診は、毎年実施すること また、妊婦健康診査は、受診回数を増やすこと</p>	<p>乳がん検診については平成12年3月に厚生労働省が出した指針で2年に1回の間隔で実施することが示され、本市では、平成17年度からマンモグラフィを導入し、2年に1回としています。受診者数は増加傾向にあり平成19年度は前年度より472人増えていますが、受診率は10.3%と低率です。このため、本市としては未受診者の受診勧奨に力を入れ、平成20年度からは受診券の発行をそれまでの40歳から70歳までの5歳間隔から、2歳間隔としました。今後は受診者の動向を見極めながら啓発活動等さらなる未受診者対策を実施していくこととしています。また、疾病不安のある方は医療機関での相談や受診を勧めているところです。 また、妊婦健診の公費負担拡充についても、国の動向を見守りながら検討してまいりたいと考えています。</p>	福祉保健部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>11 人間ドックのA・Bドックの制度を本に戻し、75歳以上の高齢者の人間ドックを復活させて、市民の健康増進に努めること</p>	<p>人間ドックは本市独自のサービスとして実施しているもので、厳しい財政状況の中、平成19年度に制度を見直したものです。新たに設けたBタイプにつきましても、今年度保険者に義務づけられた特定健診の全項目、また胃がん、肺がん、大腸がん検診、および腫瘍マーカー検査も含まれており、安心して受診していただける内容となっています。当面A、Bドックを隔年対象とすることで、経費の節減と検診効果の両立を図ることとしています。</p> <p>また、合併に当たって人間ドック健診の対象年齢を74歳以下としたのは、75歳以上の高齢者の方は、約7割の方がすでに何らかの医療を受けておられ、かかりつけ医と相談しながら健康管理を行っておられる実態があることを考慮したためです。したがって、75歳以上の高齢者の方については、人間ドックを一律に利用するのではなく、かかりつけ医と相談しながら、後期高齢者の健康診査及び年齢制限のない各種がん検診を活用し、健康管理を行っていただきたいと考えています。</p>	福祉保健部
<p>・市立病院と地域医療を守るために</p>		
<p>1 医師不足、看護師不足の対策は、市長部局と連携し、地域医療の体制を守ること</p>	<p>医師・看護師確保対策には全力をあげて取り組んでおり、特に今年度におきましては、条例改正による定数増、医師奨学金貸与条例の制定等医師・看護師確保のための勤務環境整備に、市長部局と市議会のご協力をいただきながら取り組んできたところです。既に、看護師確保につきましても、今年度の条例改正による定数増で、採用試験合格後の採用待ちがなくなったことが受験者から評価されており、採用辞退が減少する効果が出ています。</p> <p>平成21年度につきましても、医師・看護師確保を目的として運営している院内託児所の増築、医師奨学金に要する経費等様々な面で、市長部局の協力がいただけるものと考えております。</p> <p>岡山大学、鳥取大学等を市長が直接訪問しての医師派遣要請、市町村行政懇談会、市長会、市政推進懇談会、鳥取大学との意見交換会等の場での知事、鳥取大学学長等への医師・看護師確保の要望活動など、これまでも市長部局と連携を図ってきましたが、平成21年度におきましても、引き続き市長部局と密接に連携を図りながら、派遣要請・要望活動に取り組んでまいりたいと考えています。</p>	市立病院
<p>2 医師の奨学金制度は、できる限り広く活用できるようにするために、所得制限をもうけないこと 県・他市より条件の良い制度とすること また、そのために一般会計からの十分な支援もおこなうこと</p>	<p>医師の奨学金制度につきましても、平成20年12月定例会市議会で可決していただいた「鳥取市立病院医師奨学金貸与条例」のとおり、所得制限は設けておりませんし、貸与金額、義務年限等の条件面からも、鳥取県や他市の奨学金に勝る制度になったと考えております。</p> <p>また、財源面につきましても、一般会計から十分な支援がいただけるものと考えております。</p>	市立病院

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
3 医師確保の一環として、医師の目指す希望者や県内出身の医師に対し、病院の診療機能の特徴や地域医療の構想について、積極的に広報をすすめること	医師奨学金制度の広報と併せて、積極的に取り組んでいく考えです。	市立病院
4 看護師確保と地元への若者定着のために、県に対し、看護学校の定員枠拡大をもとめること	昨年11月に開催された市町村行政懇談会の場で、知事に対し既存の看護師養成機関への支援、新たな看護師養成機関の設置検討等について要望するなど、様々な機会を捉えて、市長部局と緊密な連携を図りながら、県、県議会議員等への要望活動を継続していきたいと考えています。	市立病院
5 市民に対して市立病院と地域医療の実情を伝え、小児科医療と医師・看護師の確保への支援・協力を呼びかけること また、市民・医療関係者が意見交換し、情報交換と共通理解などができる「地域医療を考える懇談会」（仮称）を設置し、行政のやるべき対策を明確にすること	今年度から、当院の診療局長を市長部局に中央保健センター医師（兼務）として派遣を開始するなど、当院としても地域医療により密接にかかわっていきこうと努力しているところです。 また、市民へ市立病院と地域医療の実情を伝えるために、市長部局が開催する「健康づくり推進協議会」に今年度から参加していますが、平成21年度以降も引き続き参加していく考えです。	市立病院
・教育の充実と施設整備の改善		
1 小・中学校の全学年で30人以下学級をすすめること	学習や生活面において様々な教育効果が期待できる少人数学級については、小学校1・2年生、及び、中学校の1年生で今後も引き続いて実施していきたいと考えております。しかし、完全実施に向けては、県へ協力金を支払うことなど、財政上の問題があります。従って、協力金の現状維持などを県に要望しながら、引き続いて国への要望もしたいと考えます。	教育委員会
2 改正教育基本法の具体化にあたっては、学校現場に混乱をきたさないよう、憲法にもとづき教育行政を推進すること	教育行政の推進に関しては、新教育基本法、学校教育法、社会教育法などの関係法令、並びに新しく策定され平成21年度から先行実施となる新学習指導要領、また、今後示される予定の教育振興基本計画に沿って推進していきたいと考えています。	教育委員会
3 来年度実施の学校給食調理業務の民間委託に関しては、検証をしっかりとおこない、2010年度以降の実施計画は見直すこと	学校給食センター調理業務の民間委託については、「鳥取市の学校給食の基本構想」（平成19年度策定）に基づき、衛生管理をより充実し安全で安心な調理業務の実施を第一に確保しながら、引き続き導入を進めてまいります。	教育委員会

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
4 就学援助は補助項目の拡大と給食費の全額補助をおこなうこと	本市の就学援助は、国が示す費目と予算単価を基に支給しているところです。経済情勢は依然厳しく、子どもたちを取り巻く環境が不安定な中、今後とも現行制度の維持に可能な限り努めていきたいと考えており、本市独自の補助項目を新設することについては困難と考えております。また学校給食費の助成は、要保護世帯に対しては全額を、準要保護世帯に対しては一部を助成しているものであり、限られた財源の中で、経費負担の公平性を保ちながら、今後も継続してまいります。	教育委員会
5 高校生など関係者の要望が強い環境大学がおこなう授業料の減免に対し、県と連携して財政援助をおこない、対策強化をおこなうこと	環境大学では、世帯の収入が少ない学生に対する経済的支援と県内高校生に対する大学進学機会の拡大等を目的として、平成20年度から授業料減免制度を大幅に拡充しました。県内出身の学生なら、所得基準や取得単位数等の要件を満たせば、予算枠にとらわれることなく全て対象となります。この他にも環境部門・スポーツ文化部門での奨学生制度、アパート家賃補助制度などの手厚い学生支援を実施しているところです。また、本市においても、本市高校生の環境大学への進学を支援・促進するために、平成20年度から独自の入学奨励金制度も創設しているところです。環境大学の財務状況は健全であり、県・市が大学に対して新たな財政支援を行う考えはありませんが、本市としては、各種の学生支援制度が学生確保に大きくつながるよう、市報やCATVなどを活用したPR等について引き続き協力していきます。	企画推進部
6 全国一斉学力テストの結果の開示または公表はおこなわないこと そのために必要な条例改正をすること また、来年度以降は参加をしないこと	全国学力・学習状況調査は、児童生徒・学校・鳥取市全体の実態を全国の結果と照らし、その改善に努めるための貴重な機会であると考えています。したがって、鳥取市教育委員会としては、文部科学省が示す実施要領の趣旨に則り参加しますが、引き続き不開示情報として取り扱いたいと考えています。ただし、鳥取県情報公開条例により開示された情報が流布される不安が残るため、参加にあたっては、条件を付帯し文部科学省及び鳥取県教育委員会へ不安を払拭するよう働きかけを行います。	教育委員会
・産業振興と雇用確保		
1 小規模修繕等契約希望者登録制度は、登録業者を増やす手立てをとること 学校、公民館、福祉施設など公共施設を管理する担当課に対して、積極的な制度の活用ができるようなしくみをつくること また、制度利用の実績をきちんと把握すること	登録事業者数の増加を図るため、平成20年度から登録有効期間を最長2カ年に延長、登録2年目の納税状況は担当課確認とし、登録希望者からの納税証明書の提出省略、従前5業種までの登録希望業種数制限の撤廃、などの要綱・運用の改正を行うとともに、前年度登録者で未応募の者へ事業パンフレットの送付なども行ってまいります。さらに、発注時の見積徴収を従前の3社以上から2社以上とし、発注手続きも簡素化しました。 また、全庁的に事業対象となり得る修繕業務の発注状況や本制度を利用できなかった理由等の調査を実施しており、今後の事業推進に反映させたいと考えます。	都市整備部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
2 誘致企業の多額の補助金を支出しているが、経営戦略によって派遣労働などの非正規雇用が増大している 雇用の安定と生活の安定のために、誘致企業などに対して、正規雇用の拡大を要請すること また、実態を調査し、公表すること	<p>企業立地促進補助金は、本市における企業立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図ることを目的としたものであり、一定額以上の投資が必要なほかに一定人数以上の新規常用雇用者確保の要件を満たす場合に限り、補助金を交付しています。</p> <p>補助金を交付するにあたっては、補助金の交付決定時に在職者の検査を行い、交付後7年間は、交付申請に係る事業を継続して営まなければならないこととしており、違反した場合は補助金の返還を命ずることができることとなっています。</p> <p>雇用の安定は市民生活にも直結した市政の重要課題でもあり、企業訪問等を通じて雇用の実態を把握し、正規雇用の拡大を要請していきます。</p>	経済観光部
3 公契約条例（法）を制定すること	<p>公契約条例の目的である「契約の履行に従事する労働者への公正な賃金、労働時間、その他の労働条件を適正に確保すること」は、重要な項目であると認識しています。</p> <p>公正な労働基準の確保については、原則として、最低賃金法、労働基準法などの現行の法体系の中で対応すべきものと考えています。しかし、本市では、労働条件悪化の一因となるダンピングを防止するため、最低制限価格を設定したり、下請業者の利益の保護や不利な立場を救済するため、現場説明書において下請契約における代金支払の適正化等を明記し、元請業者への指導を行っています。</p> <p>本市では、個々の契約の実態に即して、国、県及び他都市の動向を踏まえながら、既存の入札制度等について、引き続き検討していきたいと考えています。</p>	総務部
・農業振興		
1 主要農産物について、生産者販売価格を上回る生産費への直接助成（価格補償）をすること	<p>米・大豆などの主要農産物について、国の水田経営所得安定対策に加入している方は、生産条件不利補正対策により、生産コストのうち、販売収入で賄えない部分については補填があります。</p> <p>また、国の産地確立交付金により、大豆等の作物については、支援されております。</p> <p>本市としては、価格補償という形ではなく、種苗費の支援や出荷奨励などの生産支援を行いたいと考えます。</p>	農林水産部
2 石油、肥料、農業資材の高騰から農業経営を守るための緊急対策の実施をすること	<p>本市では、燃油高騰対策として平成20年度に家畜用ワクチン接種費用の一部支援や稲作農家の乾燥経費の高騰分の一部支援などを緊急的に実施しております。</p>	農林水産部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
1) 高騰分を補填する新たな措置を設けること	<p>本市では、農業者の燃油高騰対策として、平成20年度に稲作農家の乾燥経費の高騰分の一部支援などを緊急的に実施しております。また、漁業者の燃油高騰対策については、平成20年度の緊急対策として国、県、市で制度化し取り組んでいるものです。</p> <p>特に本市の事業は、「船底の付着物除去への支援」と「水産物の輸送費助成」を実施しており、漁業者からも喜ばれております。</p> <p>申請等の手続きも本市補助金等交付規則に沿ったもので、簡素で使いやすい事業としております。</p> <p>なお、今回の農業者、漁業者に対する支援は、平成20年度の緊急対策として事業化したもので、現在のところ継続は考えておりません。</p>	農林水産部
2) 存亡の危機にある酪農・畜産への支援をおこなうこと	<p>飼料高騰など厳しい状況にある畜産農家に対しましては、公共放牧場の利用経費の一部支援や配合飼料購入資金借入金の利息の一部支援など従来から実施している「畜産振興対策事業」に加えて、自給飼料増産のために飼料用稲の生産支援をしたいと考えます。</p>	農林水産部
・ 高騰分の補填や、特別枠を設けて金融対策をとること	<p>本市では、農業者の燃油高騰対策として、平成20年度に稲作農家の乾燥経費の高騰分の一部支援などを緊急的に実施しております。今後、新たに石油、肥料、農業資材の高騰分の補填や融資の特別枠を設けることは、現在のところ考えておりませんが、高騰に伴って石油、肥料の低減に取り組む場合には、国や県の支援制度の活用を呼びかけていきたいと考えています。</p>	農林水産部
・ 県内産飼料（飼料稲など）の増産に向けて、支援の充実ときめ細かい耕畜連携の推進を図ること	<p>自給飼料の増産は、購入飼料への過度の依存から脱却し、飼料の原材料高騰や気象などの国際情勢に影響されない経営の安定を図ることにつながる取組であります。</p> <p>このため、本市では飼料用稲を生産する農家の刈取経費の一部を支援することで、自給飼料の生産拡大を図りたいと考えます。</p>	農林水産部
3) 給食食材提供にかかる農民・農協の経費負担への支援をおこなうこと また、給食食材の値上げ分について、農家や保護者に負担を求めずに市が助成すること	<p>小麦、大豆など多くの食材が値上がりする中で、平成20年度において米飯学校給食の回数維持と給食費の保護者負担の増加を防ぐため、米飯の経費とパン食の経費との差額を助成しました。</p>	農林水産部
3 国・県が計画中的「肥料高騰対策」としての「農地土壌診断」実施への積極的な協力をすること また、診断経費と費用負担への助成をすること	<p>県の支援事業により、平成20年度、鳥取いなば農業協同組合では、土壌分析機を3台導入し土壌分析を実施していくことにしております。</p> <p>本市としては、肥料コスト低減に向けた取組のひとつとして、農業者に土壌分析の実施を呼びかけるなど協力していきたいと考えます。</p>	農林水産部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
4 農産物の有機栽培を推進するために、有機肥料購入への支援を充実すること	<p>現在、有機肥料の購入に対しては、鳥取いなば農協から購入した油粕と木粉炭に限定して購入経費の1/10を支援していました。</p> <p>しかし、肥料高騰などに対応するため、認定農業者については農協以外の購入も対象とするとともに、利用の多い鶏糞についても対象とし、補助率も増加させたいと考えております。</p>	農林水産部
・安心できる住みよいまちづくり		
1 広域化計画による大型可燃物処理場の建設計画は中止すること 焼却施設は、リスク抑制と災害・事故による稼働停止に対応ができるように、複数設置すること 市民に対し情報を公開し、市民参加で建設計画を検討すること	<p>新可燃物処理施設の建設については、鳥取県東部広域行政管理組合が事業主体となって計画を進めています。</p> <p>施設の設置については、経済性等あらゆる面において、比較検討を行い総合的に判断した結果、1施設に集約することに決定いたしました。</p> <p>今後も引き続き、候補地周辺地域の方々と施設の必要性や地域の整備促進及び将来像について意見交換を行い、理解が得られるよう、誠意を持って、本事業の早期建設に向けた取り組みを進めてまいります。</p>	環境下水道部
2 家庭ごみの有料化のもと、生ごみの減量とごみ全般のリサイクル対策をいっそう強化し、経費の削減をおこなうこと	<p>家庭ごみの有料指定袋制度開始後も可燃ごみの組成状況は、依然として紙類が約半分近くを占めております。</p> <p>紙ごみの中には、まだまだ資源に回せるものが多くあることから、再資源化推進団体への奨励制度など、資源ごみへの分別誘導について一層の啓発を推進してまいりたいと考えています。</p> <p>一方、生ごみ対策は、ごみの減量化推進の中で大きなポイントのひとつであることから、水切方法などの具体的な提示や啓発を行うほか、従前から実施している「生ごみ処理機器購入補助制度」の積極的な利用の呼びかけや「生ごみ処理機の貸出し事業」の新規創設等により生ごみ減量化の推進を図ってまいります。また、モデル地区を定め、生ごみ循環システム構築のための検証も行っていきます。</p>	環境下水道部
3 市街地、人口密集地域の生ごみ対策として、多数世帯が利用できる大型生ごみ処理機を設置するなど、具体的にごみ減量化対策に取り組むこと	<p>生ごみ対策はごみ減量化を図る上で大きなポイントになります。</p> <p>そのため、啓発冊子等で、誰にでもすぐに行える水きり等の減量方法や市民のみなさんの堆肥化の取り組みなどを紹介し啓発を行うほか、生ごみ処理機器購入補助制度の利用推進や生ごみ処理機貸出事業の創設、モデル地区での生ごみ循環システムの構築の検証など積極的に取り組んでまいります。</p>	環境下水道部
4 民間業者がすすめるポートピア計画は、「快適環境都市とっとり」にふさわしくなく、設置に同意しないこと	<p>市政の推進に当たっては、常に「市民の立場に立つ」ことを基本としています。ポートピアについて、今後事業者から具体的な事業計画が示された段階で、市民の皆さんの意見はもとより、市議会の意見も踏まえながら、慎重に検討し判断をしていきたいと考えています。</p>	企画推進部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
・ 同和行政と人権施策		
1 同和対策の基本となっている「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」は廃止すること また、同和地区指定をやめ、固定資産税の減免や入札参加資格の加点点数の上乘せの特別対策は中止し、速やかに一般対策に移行すること	同和行政については、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を根拠に策定した「第4次鳥取市同和対策総合計画（H19～22）」に基づき、必要な限りの激変緩和措置を講じながら特別対策から一般対策へ移行して取り組みを進めていますが、今後、一般対策移行後における本市の実情・実態・課題等を踏まえながら検討していきます。（人権推進課） 固定資産税の減免については、廃止も含め見直しを検討します。（固定資産税課） 入札参加資格の加点点数の上乘せについては、平成19・20年度の建設工事入札参加資格者の格付けにおいて、部落解放鳥取県企業連合会の会員に対する研修加点については、一般資格者より3点高い上限を設定しています。この特例措置は、比較的経営力が弱いといわれる企業連合会の入札参加機会に配慮した県の制度を参考として導入したものです。現在、平成21・22年度の格付けでは見直す方向で検討しており、鳥取市入札等審査委員会などでも広く意見を伺ったうえで慎重に方針を決定します。（都市政策課）	人権政策監 総務調整監 都市整備部
2 人権教育・啓発は、民間運動団体から行政が主体性をもっておこなうこと また、同和問題・差別問題に重点化せず、今日の社会問題化している多様な人権問題について取扱うこと	人権啓発については、「鳥取市人権施策基本方針」に基づき、行政が主体性を持ちながら今後も引き続きあらゆる分野の人権啓発を推進していくこととしています。 人権教育については、「鳥取市人権教育基本方針」に基づき、市民一人ひとりが人権尊重の精神の涵養を図り、人権が尊重された社会の実現に向けて自主的・主体的な取り組みができるよう、人権教育の充実・発展の方向性を定め、人権教育を推進しています。今後この方針に基づき、様々な人権問題に取り組みます。	人権政策監
3 解放センターは、さざんか会館の混雑解消のためにも、多くの一般市民が利用できるように施設のあり方を見直すこと	解放センターは、「鳥取市解放センターの設置及び管理に関する条例」に規定されている名称等を改正し、人権啓発・福祉の向上に加え、コミュニティ機能を併せ持つことで、人権を尊重する社会の実現を推進するため、一層市民の皆様幅広く活用していただける施設として活用していきます。	人権政策監
・ 住民が主人公の地方自治の確立		
1 暮らし、福祉優先、地域振興の市政を基本にすすめること そのために、国・県に対して市民の立場から制度の後退など市民に影響を与えることには反対すること	本市では、市民の立場に立ち、市民生活を大切にするまちづくりを基本として、暮らし、福祉、地域振興など、総合的なまちづくりを計画的に進めています。また、市民生活に重大な影響を及ぼすと思われる課題について、その解決や改善に向け、積極的に国・県に対して働きかけを行っています。	企画推進部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<p>2 市民の政治参加と民主主義を確保するために、中山間地などの投票所とポスター掲示場を増設すること</p>	<p>投票所については、合併後の市域全体の投票区の区域の均衡と公平性の確保の観点から、平成18年4月に区域見直しを行いました。その後、交通の利便性がよくない地域への対策として6投票区を増設し、現在の92投票区・投票所としております。今後においては、社会環境の変化の状況等を見ながら、投票区域について考えていくこととしております。</p> <p>ポスター掲示場について、その設置箇所数は、公職選挙法及び政令により、投票区の有権者数及び投票区面積に基づいて、1投票区5か所以上10か所以内の基準によることとされています。しかし、特別の事情がある場合は総数を削減することができることとなっており、林野の多い地域では原則一集落一箇所とし、市街地においてはあまり近接しないような基準を設けており、平成19年の参議院議員通常選挙では、598箇所の設置としています。今後においても、社会情勢、選挙運動のあり方等の状況の変化をみながら、設置場所の選定と併せて検討していきたいと考えます。</p>	選挙管理委員会
<p>3 まち・地域の崩壊と地方自治の後退となる道州制に反対すること</p>	<p>現在、国において国と地方の役割分担について議論され、道州制における新しい政府像が検討されているところです。地方分権と道州制は、相互に関連する問題であり、地方自治の後退を招かないよう制度設計に当たっては、全国市長会、全国特例市市長会等あらゆる機会を通して、国に対して地方の意見を十分反映するよう要望していきます。</p>	総務部
<p>4 憲法改悪に反対し、第9条の平和理念、第25条の生存権確保、地方自治の確立など憲法5原則を厳守するようにもとめること</p>	<p>「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年5月18日公布、平成22年5月8日から完全施行）により、憲法を改正するかどうかは国民投票で決まることとなりましたが、憲法改正については、適宜判断し、国へ要望していきます。</p>	総務部
<p>・ 世界平和都市宣言と非核都市宣言の趣旨を生かし、[被爆者・戦争体験の証言を聞く会]の開催など被爆・戦争体験の継承、総合支所の玄関に広告塔の設置、雁金山の平和塔の伝承など、市が積極的に企画すること</p>	<p>平成20年度には、非核平和都市宣言都市として非核平和思想の啓発のため、鳥取市非核平和都市宣言推進実行委員会（事務局：鳥取市総務課）を通して、鳥取市立中央図書館での原爆パネル展、市民折鶴運動及び非核平和講演並びに小中学校への平和図書の贈呈を行いました。これからもこれらの啓発活動を継続して実施します。</p>	総務部

2009年度予算編成についての申し入れ回答書（日本共産党鳥取市議会議員団）

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊は民間企業とは違い、地域の活性化には役立たず、その誘致は検討すべきではない 	<p>本市は、昭和33年3月に世界平和都市宣言に関する決議を行うとともに、昭和58年3月には、非核平和都市宣言を行い、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし継承していくことを市政推進の基本的な理念としております。</p> <p>また、平成19年3月には、多くの市民や関係する方々の意見を反映させていただきながら鳥取市国民保護計画を作成し、国民保護に伴う住民避難訓練等を実施してきておりますが、国民保護法で想定している事態は、先ずは実際に起きることがあってはならない事態であり、こうした事態を未然に防止することは、国の一義的な責務であると考えております。</p> <p>このため、本市に自衛隊が駐留し、国民保護等の有事の事態はもとより、災害等の発生時において、迅速、的確に対応していただけることは、市民生活の安全の確保に責任を負う本市として、何よりも大きな効果が期待できるものと考えています。</p> <p>自衛隊の誘致の検討は、これらあらゆる不測の事態に備え、市民生活の安全の確保を目的とするものです。</p>	<p>防災調整監</p>